

～ その一票が明るい未来への第一歩 ～

未来をつくる
あなたの一票大切に



衆議院議員総選挙	定数＝小選挙区：黒石市は青森県第３区で１人 比例代表：東北ブロックで１３人 任期＝４年（現在の任期：R7. 10. 30 まで）
参議院議員通常選挙	定数＝選挙区：青森県全体で２人 比例代表：日本全国で９６人 任期＝６年 ※定数の半数を３年ごとに改選 （次回任期満了日：R7. 7. 28 まで）

[illegible]

**※期日前投票の際は
事前に記入して持参
してください。**

裏面へつづく↓

◆投票時間

投票日の各投票所での投票時間は午前 7 時から午後 8 時までです。

◆投票の方法

1. 受付係へ  投票所入場券を渡して受付します。
2. 名簿対照係へ  選挙人名簿に名前があるか照合します。
3. 投票用紙交付係へ  投票用紙が交付されます。
4. 記載台で投票用紙に候補者名を記載し、投票箱へ投票します。



期日前投票と不在者投票について

◆期日前投票

投票日に用事等がある、投票に行けない場合は、投票日前に期日前投票ができます。

期日前投票の期間：選挙の公（告）示日の翌日から投票日前日まで毎日

期 日 前 投 票 所：黒石市産業会館 1 階（令和 5 年執行選挙）

期日前投票の時間：午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで

◆不在者投票

仕事や旅行で長期不在により期日前投票もできない時は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

事前に本人か代理の家族の方等が当市選挙管理委員会へ申請していただくことで滞在先へ投票用紙を送付しますので、滞在先の選挙管理委員会では投票してください。

◇投票立会人の登録者を募集しています◇

当市選挙管理委員会では、若い世代の方を中心に選挙事務への参加を通じて政治や選挙への関心を高めてもらうため、投票日当日または期日前投票の投票立会人を募集しています。ぜひ応募してください。

- 登録資格・・・選挙人名簿に登録されている 18 歳以上の方で投票所まで自分で行ける方
- 業務内容・・・投票所において、投票が公正に行われるように立ち会う業務
- 募集・登録期間・・・随時募集し、登録年度を含め 5 年間登録が継続
- 応募方法・・・当市選挙管理委員会事務局で配付する申込書（市ホームページからダウンロードも可能）に記入のうえ提出
- 従事時間・報酬

期日前投票	午前 8 時 3 0 分～午後 8 時	9, 6 0 0 円
投票日当日	午前 7 時～午後 8 時	1 0, 9 0 0 円

※登録されても必ず業務があるとは限りませんので、ご了承ください。

黒石市選挙管理委員会 TEL：52-2111（代）
黒石市明るい選挙推進協議会

